

## 平成27年度以降の県内における財政調整の案

## 1 財政調整を検討する上での留意すべき視点

<p>(1) 国保の広域化が目前に迫っている</p>	<p>H25.8.6 社会保障制度改革国民会議報告書により、平成29年度までの都道府県移行が示された。</p> <p>H25.8.21 「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定。</p> <p>H25.12.5 骨子に基づく法制上の措置として「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）」が国会で成立。医療保険の財政基盤の安定化について必要な法案を平成27年通常国会に提出することを目指すとしている。</p>
<p>(2) 国保の広域化に伴う制度変更が不透明</p>	<p>国保の広域化に伴い、調整交付金や定率国庫負担、その他の財政支援がどのように変更されるのか（変更されないのか）不透明で、今後、重大な制度変更が短期間に相次いで実施される可能性もある。</p> <p>支出面（保険財政共同安定化事業）のみならず、収入面（保険税）の統一あるいは標準保険料率の設定も今後検討される。</p>
<p>(3) 県内における変動要因</p>	<p>今後、仮に原発事故等に伴う一部負担金免除等に係る国の財政支援が終了するような場合、医療費実績の変化により共同事業の拠出（交付）超過額が変動したり、該当市町村が独自に免除を実施することに対して、県調整交付金による新たな財政支援を検討することも必要となる。</p>
<p>(4) 急激な変化への配慮</p>	<p>各種交付額の算定に当たっては、事務処理を行う上で過度の負担とならないようにするとともに、市町村の国保財政面においても急激な変化が生じないように十分な配慮が必要である。</p>

※ 厚生労働省国民健康保険課によれば、平成27年度予定の保険財政共同安定化事業の拡大に関しては予定どおり実施する意向。

また、県調整交付金による所得調整や保険財政共同安定化事業の所得割による拠出のいずれも導入しない場合でも、国の普通調整交付金によるペナルティは考えていないとのこと。

## 2 調整案

試算の結果等を踏まえ、現時点で考えられる調整案とそのメリット・デメリットは次のとおり。  
(別紙参照)

### (1) 県調交1号交付金で所得調整(案の1)

算定方式	(県調交1号交付金) 財政調整型(給付費指数1.10超を調整対象とする) (保険財政共同安定化事業) 医療費割50、被保険者割50
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>国のガイドラインに沿った調整方法</li> <li>医療費支出面のみならず、収入面を考慮した県内保険者間の調整</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、広域化の制度設計によっては短期間に改めて制度変更の可能性</li> <li>県調交1号交付金の算定額の増加により、予算額を超えた場合は調整率を乗じたり、2号交付金の配分にも影響が出る可能性</li> <li>県調交1号交付金を見積もる際、県平均値から算出される給付費指数等の把握が必要になるなど算定の事務処理に負担</li> </ul>

### (2) 現行どおり(県調交・保財のいずれの調整も行わない)(案の2)

算定方式	(県調交1号交付金) 定率型 (保険財政共同安定化事業) 医療費割50、被保険者割50
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定方式等をなるべく現行から変更しないことで、今後の制度変更に対する混乱を回避</li> <li>財政調整型に比べ県調交1号交付金の算定額が十数億円少ないことから、その分で他のメニューへの配分や新規需要への対応が可能</li> <li>県調交1号交付金を見積もる際は、給付費等に定率を乗じて算出するなど算定が簡便</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>国のガイドラインに沿った調整ではない</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 国はペナルティは考えていない。</li> <li>※ 他都道府県において、いずれの調整も行わないことを既に決定又は検討しているところが複数あり</li> <li>※ 国の普通調整交付金で既に全国規模の財政調整</li> </ul> </div>

※ 上記2案のほか、保険財政共同安定化事業の拠出に所得割を導入するという方策も考えられるが、次の理由により今回は除外した。

- 1保険者当たりの拠出超過額及び1保険者当たりの保険者持出(交付額の1%以下)のいずれも増加することになる。
  - 県調交による支援(交付額の1%超)も増加することから、その他のメニューへの配分や新規需要への対応にも影響が出る可能性がある。
  - ガイドラインに沿った調整ではない。

### **3 平成27年度以降の2号交付金の変更点**

- 保険財政共同安定化事業の拡大に伴い、現在の県調整交付金2号交付金のうち「定率国庫負担2%減に伴う財政支援」は平成26年度までの措置とし、平成27年度以降廃止する。
- 現在、共同事業（保財・高額）の拠出超過額のうち交付額の3%超分に対して行っている県調整交付金による支援は、平成27年度以降は保険財政共同安定化事業の拠出超過額のうち交付額の1%超分を支援し、その支援の終期を定めずに当面継続するものとする。（支援の終期については、今後の国保の広域化に係る制度設計や他都道府県の動向を注視し引き続き検討を行う。）

### **4 ワーキンググループにおける検討結果**

- 上記2の調整案について、広域化等支援方針検討ワーキンググループ第2回検討会（H25.11.25）で議論したところ、「県調整交付金1号・2号交付金の合計額について、2案にほとんど差がないようであれば（案の2）を選択する」という御意見をいただいたところ。
- また、保険財政共同安定化事業では、医療費適正化に取り組んでいる保険者が結果的に拠出超過になる側面もあることから、（案の2）を採用することにより2号交付金の配分可能額を確保し、これらの負担増に対する財政支援（既存メニューの評価方法の変更や新規メニュー）を検討するよう御意見があった。（拠出超過額のうち交付額の1%超分の支援に加え、拠出超過の1%以下（保険者持出）分の支援についても、今後の検討課題とする。）

### **5 全市町村に対する意向調査**

ワーキンググループにおける検討結果を踏まえ、調整案について、平成25年12月に全市町村意向調査を実施。

その結果は資料4のとおり。

県内における財政調整（県調整交付金による所得調整と保険財政共同安定化事業の所得割による拠出）

	～平成26年度	平成27年度～ 終期末定			
(1) 県調交1号交付金	(1) 県調交1号 定率型 1号70.2億円 2号48.4億円	案 の 1	県調交1号交付金で所得調整	メリ ット	<ul style="list-style-type: none"> <li>国のガイドラインに沿った調整方法</li> <li>医療費支出面のみならず、収入面を考慮した県内保険者間の調整</li> </ul>
			(1) 県調交1号 1号83.7億円 財政調整型 2号35.0億円 （給付費指数1.10超を 調整対象とする）	デ メ リ ット	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、広域化の制度設計によっては短期間に改めて制度変更の可能性</li> <li>県調交1号交付金の算定額の増加により、予算額を超えた場合は調整率を乗じたり、2号交付金の配分にも影響が出る可能性</li> <li>県調交1号交付金を見積もる際、県平均値から算出される給付費指数等の把握が必要になるなど算定の事務処理に負担</li> </ul>
(2) 保険財政共同安定化事業の算定方式	(2) 保財算定方式 ア 対象医療費 30万円超  イ 拠出割合 医療費割50 被保険者割50  拠出(交付)超過 10.1億円	案 の 2	県調交1号交付金で所得調整	メリ ット	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定方式等をなるべく現状から変更しないでおくことで、今後の制度変更に対する混乱を回避</li> <li>財政調整型に比べ県調交1号交付金の算定額が十数億円低いことから、その分で他のメニューへの配分や新規需要への対応が可能</li> <li>県調交1号交付金を見積もる際は、給付費等に定率を乗じて算出するなど算定が簡便</li> </ul>
			(2) 保財算定方式 ア 対象医療費 1円以上 イ 拠出割合 医療費割50 被保険者割50  <b>拠出(交付)超過 27.4億円</b>	デ メ リ ット	<ul style="list-style-type: none"> <li>国のガイドラインに沿った調整ではない</li> <li>※ 国はペナルティは考えていない。</li> <li>※ 他都道府県において、いずれの調整も行わないことを既に決定又は検討しているところが複数あり</li> <li>※ 国の普通調整交付金で既に全国規模の財政調整</li> </ul>
(3) 県調交2号交付金 拠出超過への支援	共同事業（高額・保財）交付額の3%超  1.5億円	(案の1、案の2ともに) 保険財政共同安定化事業交付額の1%超  23.8億円			
(4) 県調交2号交付金 定率国庫負担2% 減に伴う財政支援	実施 23.4億円	(案の1、案の2ともに) 廃止			

※ 上記の金額は平成24年度実績ベースに基づく試算であり、医療給付の伸びや震災に係る一部負担金免除の動向は考慮していない

※ H24 県調整交付金実績 118.6億円（1号交付金70.2億円、2号交付金48.4億円）

# 見直し後の保険財政共同安定化事業等の拠出超過額に対する財政支援の概要

○ 保険財政共同安定化事業の拠出金の持ち出し額(拠出金－交付金)が、交付金の1%を超える場合には、当該超過額を都道府県調整交付金により財政支援するよう、ガイドラインの見直しを行った。

※ 財政支援の対象となる拠出金超過額の計算方法

$$\text{支援対象の拠出超過額} = \frac{\text{拠出超過額}}{(\text{拠出額} - \text{交付額})} - \text{交付金の1\%}$$

【1%超過額に対する財政支援のイメージ】

拠出超過額が交付金の1%を超える場合、1%を超えた額を県調交により補填



